平成２９年（フ）第１７４号
堺市中区深井北町814番地１　３棟104号
債務者　東口　孝政
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
堺市中区深井北町814番地１　３棟104号
債務者　東口　春香
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目10番７号
債務者　天野健二郎
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６号
福岡県糸島市潤２丁目９番21号
債務者　中村　辰實
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７号
福岡県糸島市潤２丁目９番21号
債務者　中村　昌子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９４号
福岡市城南区神松寺３丁目５番８号
債務者　田中　源二
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９６号
福岡県春日市大谷５丁目108番地　南風荘203号
債務者　岩男　正悟
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９７号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　大和　寿子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０７号
福岡市南区警弥郷１丁目32番11号
債務者　西村　信博
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２４号
盛岡市西青山１丁目14番27号　サンシティ青山103号
債務者　松原真理子（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２号
岩手県滝沢市穴口238番地11
債務者　中軽米アサ
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第９７号
福島県会津若松市桜町54番地の２　スガヤハウス102号、前住所福島県会津若松市門田町大字中野字屋敷45番地　五十嵐ＡＰ
債務者　酒井　真吉
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第４号
長野県須坂市大字須坂938番地12
債務者　谷井　彩乃（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
愛知県海部郡蟹江町旭２丁目17番地　旭マンションＡ301号
債務者　長坂美代子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８２号
名古屋市中村区黄金通５丁目18番地　第５酒井グリーンハイツ203号
債務者　大野奈穂美
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３４号
愛知県江南市勝佐町西郷134番地　フレシール202号
債務者　鈴木　美幸
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３３９号
愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎３棟505号
債務者　黒木　　純
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部